

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第42号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年9月6日 05時30分ごろ
発生場所	鹿児島県与論町与論島北方沖 与論島赤埼灯台から真方位337° 3.4海里付近 (概位 北緯27° 04.6′ 東経128° 25.9′)
事故等調査の経過	平成24年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 海栄丸、2.25トン KG3-35251（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 町田丸、1.24トン 不詳、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、不詳
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 不詳
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、与論島北方沖を漁場に向けて東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、与論島北方沖で漁業のため錨泊中、平成24年9月6日05時30分ごろA船の船首とB船とが衝突した。 船長Aは、波高の影響から視認性が悪い状態で航行していたところ、衝突の直前にB船の表示していた赤灯が見え、B船が目前にいることに気付き、避航しようとしたがA船とB船が衝突した。 船長Aは、お互いに損傷はないと思い、停止せずに漁場へ向けて航行を続けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	A船には、レーダー等はなかった。 船長Aは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B 不明 A なし、B 不明 A あり、B 不明 A船は、与論島北方沖を漁場に向けて東進中、船長Aが見張りを適

	<p>切に行っていなかったことから、錨泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、与論島北方沖において漁業のため錨泊中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから十分な情報を得られなかったため、衝突に至った状況及びB船の損傷の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、与論島北方沖において、A船が東進中、B船が錨泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>